

各介護支援専門員様

埼玉県理学療法士会からのお願い

埼玉県理学療法士会
会長 佐々木 和人

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます

さて、この度は介護支援専門員の皆様に二つのお願いをしたく筆をとりました。

一つ目は、平成 18 年 4 月に出示された訪問看護 7 の問題です。これは、「訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問（訪問看護 7）が保健師又は看護師による訪問の数を上回ることは適切でない」というものです。しかし厚生労働省は「その地域に病院や老人保健施設からの訪問リハビリテーションが少ない場合、保健師、看護師等の訪問回数を超えてもかまわない」という見解を出しています。困った事に厚生労働省は県や市町村には、その見解を通達しておりませんが、訪問リハビリテーションが少ない市町村には個別に通達する用意があるとの事です。埼玉県理学療法士会では訪問事業を調査しましたが、訪問リハビリテーションは、自施設の退院退所した患者様が中心で充足している市町村は少ないという結果が出ており、県にも提出している所です。ぜひ県民の皆様にも不利益が及ばないように御対処をよろしくお願ひします。

二つ目は、回復期リハビリテーション病棟の件です。療養型病棟から回復期リハビリテーション病棟へと転換する病棟が増え、県下にも多くできています。回復期リハビリテーション病棟は、脳血管障害等では発症後 2 ヶ月までに入院すれば 150 日間、大腿骨、骨盤、脊椎、膝関節の骨折や手術後では、発症 2 ヶ月までに入院すれば 90 日間、外科手術や肺炎等後の廃用症候群は発症 2 ヶ月までに入院すれば 90 日間、大腿骨、骨盤、脊椎、膝関節の神経・筋・靭帯損傷後では、発症 1 ヶ月までに入院すれば 60 日間のリハビリテーションサービスが受けられる病棟です。在宅生活が最高なのですが、身体機能の向上を考えるなら最適な病棟なので、ぜひ介護支援専門員の皆様に、この病棟をご利用いただきたいと考えております。